

議案第80号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月25日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和31年12月目黒区条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「規則」の次に「その他の規程」を加え、「以下同じ」を「の数（以下「勤務日数」という）に改め、「18日」の次に「（1月間の日数（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月目黒区条例第4号。以下「勤務時間条例」という。）第18条第1項の規定その他の規程による週休日等（勤務時間条例第4条及び第5条の規定による週休日、勤務時間条例第10条及び第11条の規定による休日並びに勤務時間条例第12条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。）に相当する日は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該20日に満たない日数との差に相当する日数を減じた日数。以下「職員みなし日数」という。）」を加える。

第3条第2項中「（常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日に限る。次項において同じ。）が18日」を「が職員みなし日数」に改め、同条第3項中「18日」を「職員みなし日数」に改める。

第10条第4項中「（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月目黒区条例第4号）第4条及び第5条の規定による週休日、同条例第10条及び第11条の規定による休日、同条例第12条第1項の規定により指定された代休日並びにその他の規程によるこれらに相当する日）」を「及び勤務時間条例第18条第1項の規定その他の規程による週休日等に相当する日」

に改める。

第11条第2項及び第13条第2項中「常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 会計年度任用職員等に係る退職手当の支給要件を緩和するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。